

# 横浜市立川上小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめをひろくとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

本校は、小規模校で一クラスの人数も少ないため、学年の児童のみならず、他学年の児童にも目を配ることのできる環境にある。また、たてわり活動などの異学年交流により、児童は学年を超えて互いのよさを見つけながら関わることができている。

このように、児童と職員、児童間の距離が近いというよさをいじめ防止に生かしていきたいと考えている。そのためには、全職員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識して対応する、また、児童自らも安心して豊かに過ごせる学校を目指して行動することなどを積み重ねながら、いじめを許さない学校風土づくりを進めていきたい。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

### 構成

「いじめ防止対策委員会」を設置する。その構成は、管理職、教務主任、児童支援専任、児童指導部とする。また必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### 運営と活動内容

- ・いじめの事案に対していじめ防止対策委員会が中心となり、組織的に取り組む。

- ・いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、児童支援専任がコーディネーターとなり、管理職に報告、相談、連絡を行い、全職員で対応していく。
- ・管理職の判断を仰ぎながら、児童支援専任がいじめに関する情報の収集や記録、対応の役割分担を中心となって行う。
- ・重大事態が起こった場合も同様にこの組織をもって調査を行う。

### 3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処

#### いじめの未然防止

- ・「学校のきまり」をもとに、全職員がどの児童に対しても同じ指導や支援を行う。
- ・児童が主体的に行ういじめ防止に向けた取組を支援する。
- ・学級としての集団づくりや縦割り活動の機会に、人と関わることの楽しさや喜びを感じ、人の役に立っている、認められているといった自己有用感を醸成できるように支援する。

#### 早期発見

- ・児童のささいな兆候に気づき、情報を共有、速やかに対応することなど、いじめを見逃さない体制をつくる。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、職員会議や学年研、児童指導部における情報交換を通して、配慮を要する児童について全職員で共有する。
- ・定期的なアンケートや全市一斉アンケート、個別の面談や家庭訪問で収集した情報をもとにして、いじめの実態把握、情報共有、適切な指導、支援に努める。
- ・保護者に「教育相談」を周知し、随時実施する。スクールカウンセラーとの連携を深め、児童や保護者が相談しやすい環境を整備する。

#### いじめに対する措置

- ・いじめが疑われる事案が発生した際は、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。児童の状況に応じて継続的に支援や指導を行う。
- ・いじめの事実や対応について全職員で共通理解を図る。
- ・いじめの事実について、当該児童や保護者に報告を行う。
- ・いじめが犯罪行為に当たると認められる場合や重大事態に発展することが想定される場合には、管理職の判断で警察など関係機関との連携を図る。

#### いじめの解消

- ・いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校や学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点から被害・加害児童の経過を追い、再発防止を図る。

##### <いじめ解消の要件>

少なくとも次の2つが満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※心身の苦痛を感じていないかどうかを本人・保護者に面談等により確認する。

## 教職員等への研修

- ・授業研究会、自主的な学級の参観、研修を通して、「わかる授業」「すべての児童が参加・活躍できる授業」づくりを進める。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行い、「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」のスキルを育成していく。
- ・特別支援に関する研修やコンサルテーションを実施して特別支援教育に関する理解を深める。

## 地域や家庭との連携

- ・保護者や地域住民が参加する「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進める。

## 取組みの年間計画

月	取 組	備 考	いじめ防止 対策委員会	児童指導 委員会	特別支援 委員会
4月	○いじめ防止基本方針の確認 ○学校のきまり、引き継ぎ内容の確認 ○いじめ防止に向けた全職員研修 ○家庭訪問	職員間の情報共有 ⇒ キャリアパスポートの引き継ぎ ⇒ 家庭と情報共有	○	○	○
5月	○療育センターのコンサルテーション ○学校説明会 ○いじめ解決のための生活アンケート	⇒ 保護者・地域へ基本方針の周知徹底 ⇒ 児童の困り感の解消	○	○	○
6月	○Y P アセスメントシートの実施・分析 ○実態に応じた横浜プログラムの実施 ○横浜プログラム SOS の出し方の実施 ○学校運営協議会でいじめ防止基本方針の発信 ○新体力テスト（生活アンケート）	⇒ 分析結果を学級経営に活用 ⇒ 保護者・地域へ基本方針の周知徹底 ⇒ 一人ひとりの身体や運動の状況確認	○	○	○
7月	○スマホ携帯教室（高学年） ○児童理解研修・Y P アセスメント研修 ○中学校ブロック子ども会議	⇒ 夏季休業中の職員研修、講師招聘	○	○	○
8月	○夏季休業中の児童の情報収集 ○特別支援教育研修 ○戸塚区子ども会議	夏季休業中の職員研修、講師招聘	○	○	
9月	○夏季休業後の児童の変化の見取り ○個人面談（三者面談）	⇒ 家庭との情報共有	○	○	○
10月	○前期学校生活の振り返り ○中学校との連携 ○横浜プログラム SOS の出し方の実施	⇒ キャリアパスポートの活用 ⇒ 中学校と情報共有	○	○	
11月	○Y P アセスメントシートの実施・分析 ○実態に応じた横浜プログラムの実施 ○中学校との連携	⇒ 分析結果を学級経営に活用 ⇒ 中学校と情報共有	○	○	○
12月	○いじめ解決のための生活アンケート ○人権週間 ○個人面談	⇒ 児童の困り感の解消 ⇒ 各学年での取り組み ⇒ 家庭と情報共有	○	○	○
1月	○いじめ防止に向けた全職員研修 ○学校評価アンケート ○保育園との連携	⇒ 保育園と情報共有	○	○	
2月	○学校運営協議会での情報交換	⇒ 保護者・地域と情報共有	○	○	
3月	○基本方針の見直し ○幼保、中学校との連携 ○学年末学校生活の振り返り	⇒ 全職員で確認 ⇒ 幼稚園・保育園・中学校と情報共有 ⇒ キャリアパスポートの活用	○	○	○

## 4 重大事態への対処

### 重大事態の意味

「生命、心身または財産に重大な被害」が相当の期間あった場合。

- ・児童が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

### 重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始する。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所または人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

### 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。

### 重大事態の調査・報告

いじめ防止対策委員会を中心に直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

### 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童・保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。